

福山市SDGs推進アドバイザー派遣制度の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山市SDGs推進宣言を行った企業・団体等（以下、「宣言団体」という。）のうち希望する者に、専門的な指導や助言を行う福山市SDGs推進アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を派遣し、市内におけるSDGsの取組を促進することを目的とする。

(登録)

第2条 市長は、次の各号の全てに該当する者を、アドバイザーとして登録する。

- (1) SDGsに関する専門的知識を有する者
- (2) 企業、団体又は学校等におけるSDGsに資する助言指導又は講義等の実績のある者
- (3) 次の事項のいずれにも該当しない者
 - ア 法令等に違反している者
 - イ 市に納付すべき税を滞納している者
 - ウ 政治活動または宗教活動を目的としている者
 - エ 福山市暴力排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当しない者
 - オ その他市長が適当でないと認める者

(登録の申請)

第3条 アドバイザーの登録を希望する者は、福山市SDGs推進アドバイザー登録申請書（様式第1号）を市長に提出する。

(登録の承認)

第4条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、福山市SDGs推進アドバイザー登録通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

(公表)

第5条 市長は、アドバイザーの氏名、専門分野等を福山市SDGs推進アドバイザー登録名簿（様式第3号）に登載し、福山市SDGs推進プラットフォームサイト等で公表する。

(登録の取消し)

第6条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) アドバイザーが第2条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき
- (2) アドバイザーが要綱の目的に反する行為を行ったとき、又は、行うおそれがあると認められるとき
- (3) アドバイザーから福山市SDGs推進アドバイザー登録辞退届（様式第4号）の

届出があったとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録の取消しを適当と認めたとき

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーの登録を取り消した場合、福山市SDGs推進アドバイザー登録取消通知書(様式第5号)により当該アドバイザーに通知する。
(アドバイザーの業務等)

第7条 アドバイザーは、第10条の規定により派遣が決定した宣言団体について、SDGsに関するアドバイス及び研修を実施する。

2 アドバイザーは、前項に掲げる業務を行うときは、宣言団体に対して営業活動等を行ってはならない。

3 アドバイザーは、SDGsに資する各種セミナー等に積極的に参加するなど、自己研鑽に努めるものとする。

(アドバイザーの報償費)

第8条 市長は、アドバイザーへの報償費(謝礼金並びに交通費、宿泊費及び日当)を予算の範囲内で支給することができる。

(派遣の対象)

第9条 アドバイザー派遣の対象は、宣言団体のうち、希望する者とする。

(派遣等の申請・決定)

第10条 アドバイザーの派遣を希望する者(以下「希望者」という。)は、福山市SDGs推進アドバイザー派遣申請書(様式第6号)を福山市SDGs推進プラットフォームサイトにより市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、申請内容を適当と認める場合は、当該アドバイザーに対して業務の実施を要請するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、希望者とアドバイザーとの間で派遣日程、内容等を調整するものとする。

3 派遣するアドバイザーは、原則1回当たり1名とする。

4 市長は、アドバイザーの派遣を決定した場合には、福山市SDGs推進アドバイザー派遣(変更・中止)決定通知書(様式第7号)により希望者に通知するものとする。

5 市長は、派遣目的が不適切など、派遣することが適当でないとき決定したときは、福山市SDGs推進アドバイザー派遣(変更・中止)決定通知書(様式第7号)によりその旨を希望者に通知する。

6 市長は、アドバイザーの派遣に当たっては、必要に応じ、市職員を同行させるものとする。

(派遣の回数等)

第11条 アドバイザーの派遣の回数は、次のとおりとする。

(1) アドバイスの実施は、1希望者につき3回までとする。

(2) 研修の実施は、1希望者につき1回までとする。

2 アドバイザーは、年度を越えて派遣することはできないこととする。

(派遣等の変更及び中止)

第12条 前条の規定により派遣の決定を受けた希望者は、その活動を中止しようとするとき又は次の各号に該当するときは、原則として変更(中止)をしようとする日の14日前までに福山市SDGs推進アドバイザー派遣変更(中止)申請書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(1) アドバイザーの変更

(2) アドバイザー派遣等の回数の変更

(3) アドバイザー派遣内容の大幅な変更

(派遣の変更(中止)決定及び通知)

第13条 市長は、前条の申請があったときは、アドバイザー派遣の変更(中止)を決定し、福山市SDGs推進アドバイザー派遣(変更・中止)決定通知書(様式第7号)により希望者に通知する。

(実施報告書の提出)

第14条 アドバイザーの派遣を受けた希望者は、派遣期間が終了した日から14日以内又は同年度の3月末日(3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)のいずれか早い日までに福山市SDGs推進アドバイザー派遣実施報告書(希望者用)(様式第9号)を福山市SDGs推進プラットフォームサイトにより市長に提出しなければならない。

2 希望者に派遣されたアドバイザーは、派遣期間が終了した日から14日以内又は同年度の3月末日(3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)のいずれか早い日までに福山市SDGs推進アドバイザー派遣実施報告書(アドバイザー用)(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(報償費の支払い)

第15条 市長は、前条の実施報告書を受理したのち、速やかに内容を確認し、適正と判断された場合はアドバイザーに対して報償費を支払うものとする。

(守秘義務)

第16条 アドバイザーは、指導及び助言により知り得た希望者の情報について、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2024年(令和6年)7月18日から施行する。